



合には百万円、それから負傷の場合には三十万円支給されることになっております。しかしながら、この額がこれでは十分ではないということにつきましては御指摘のとおりでございます。これをさらに引き上げるべきである、こういう御意見が国民会議においても出されたが、われわれはいたしましてこの額を引き上げるように努力いたしております。これは運輸省の御当局からお答えになったほうが正確かと思ひますが、現在ここに御審議をお願いしておりますが、現在ここにしまして、これは手続的な面でございますが、近い将来、死亡の場合には百万を百五十万に引き上げる、負傷は五十万に引き上げるということとをわれわれとしては考えております。もちろんそれだけで十分であるかということにつきましては問題がいろいろございます。また諸外国の例に比べまして、この責任保険の支給額が決して十分とは思つておりませんが、こういう保険金の支給額につきましては、もちろん多ければ多いほど望ましいことは明らかでございますが、いろいろの関係もございますので、これを一挙に数百万に引き上げることはなかなか困難であらう、したがひまして、これはやはり段階的に処理をせざるを得ないのではないかと考えております。

なお、それと並行いたしまして、自動車運転する者あるいは自動車の保有者等の方々に任意保険に加入してもらひまして、それによつて、強制保険の足りない分をカバーしていったらどうかという点も考えております。

それから第三の交通保護司の問題でございますが、この御意見、これも国民会議で出されまして、私たちがいたしまして、非常に適切な御意見であると思つております。しかしながら、現在御承知のように、交通事故のあと始末の相談につきましては、いろいろな分野におきまして、それぞれの分野でこの処理について何らかの寄与し得る機関がございます。たとえて申しますと、交通事故が起つた場合の法律上の問題といたしまして、これがあるいは和解にするとか、あるいは訴

訟を提起するという問題につきましては、これは言うまでもなく弁護士の方々にお願いしなければなりませんので、弁護士会、こういうところできただけ事後処理についての相談に乗る。また、そのために費用がないというような人に対しては、法律扶助協会というものがございまして、訴訟費用の立てかえをする。それから別の見方から申しますと、各地に人権擁護委員がおられまして、これが人権擁護の観点からやはり交通事故の処理について相談にあずかる。あるいは民生委員というような方も、同様な立場から交通事故処理の相談にあずかる。また最近におきましては、警察あるいは各都道府県に置かれております交通安全協会等におきまして、この交通事故の処理について積極的に活動する、こういう体制になっております。現在政府といたしましては、これらの既存の機関を一応フルに動かしてみよう、そうして足りないところがありまして、総合的な交通保護司というものを検討して、そうしてやはりそういうものが必要であるという結論に達しました場合には、交通保護司というような制度を、総合的に交通事故の事後処理の相談に乗ってもらうという制度を考えたいと思つております。したがひまして、現在は検討中の段階でございます。また交通保護司を置くという結論にはなっておりません。以上でございます。

○久保委員 いろいろお話をしましたが、法務省の方は何かすぐどこかへ行かなければいかぬというところでありますから、ちよつと総理府のほうのお話で中断しておきまして、いま総理府からお話がありまして、法律扶助協会という制度がありますが、これはどんな形に役立っているのか、急なお尋ねでありますから資料はお持ちにならぬと思うから、こまかいことは別として、年間おおよそ何人くらい扱っているのか、それから財源的な措置を政府としてはどの程度しているかというようなことを一応お答えいただきたいと思ひます。

○辻本説明員 実は統計的な資料を持ち合わせて

まいりませんでしたので、正確に申し上げることはできないと存じますが、資金面につきましては、現在昭和四十一年度の予算として六千万円を補助金として扶助協会に交付いたしております。歴史的には昭和二十八年でございまして、約八百万円から漸次千万円となり、四千万円となり五千万円となつて、昭和四十年年度は五千万円でございまして、四十一年度は六千万円を交付して現在に至つておる次第でございます。

年間に取り扱います件数につきましては、ちよつといま詳しいデータがございませんので、正確な御報告を申し上げることができないのは残念でございます。

○久保委員 正確なお答えができないということですが、そのとおりだと思ふのですが、大体私が聞いている範囲では、年間五百件くらいしか扱つておらぬですね。扱つておらぬこと自体に問題が一つあると思ふのであります。この六千万円の予算の積算の基礎というのはどんなふうになつてゐるのですか、それが第一問。

第二問は、この法律扶助制度というのか、それはどういう人が利用できるのか。聞くところによれば、これは大体補助してやつても裁判では勝ちそうなどという見込みのあるものだけに何かという話なんです。どうもそれはおかしいと思ふのだけれども、考えてみれば、一応一部弁護士料の立てかえみたいな形を考えれば、勝たなければ戻つてくるからどう思うのか、そこところははっきりどうか。

それから、この協会で扱う条件というものはどういふものであるかということですね。

ちよつとあなたにお聞きしますが、あなたの職務は、その協会の監督というのか、何か直接御関係がありますか、それとも間接的ならば、ここでそういう質問をしてもちよつとどうかと思ふので、いかがですか。

○辻本説明員 まず職務のほうでございますが、これは補助金を政府からこの協会に交付しておる關係上、財政面の点について常時監督する職責が

ございます。

それから扶助協会として扶助するかどうかというこの、事件の実質的な審査につきましては、法律扶助審査委員会というのが別途に構成されておりました、主として弁護士、先生たちのうちでも有力なお方に集まつていただまして、そこで実質的な内容を審査しておるわけでございます。それにつきましては、法務省のほうでその内容がいかにか悪いとか、審査の結果がいかにか悪いとかというこの批判はできないわけでございます。

それから、どういふものが扶助されることになるかという点でございますが、これは法律扶助協会補助金交付要領というものが、人権擁護局長から通達で出されておりました、その第五条に、三つの要素を兼ね備えたものについて扶助の決定をするというワケがございまして、その第一は、申請者が資力に乏しい国民であるということでございます。第二点として、勝訴の見込みがある者、訴訟しまして勝つ見込みがあるということが条件になつております。第三は、扶助の趣旨に適するということでございます。一番問題になるのは資力の乏しい国民ということと、それから勝訴の見込みがあるかどうかということでございますが、資力に乏しいという抽象的な概念でございますが、実際の取り扱いとしては、月収四万円程度、そこまでは扶助の基準に乗せるということにいたしております。それから勝訴の見込みがあるというこの趣旨は、国家の事業としまして、国民の血税を一時申請者のほうへ回すわけでございますから、訴訟で明らかに負けるような者まで扶助するということは、これは別途の方法で考えていただくこととして、一応訴訟で勝つであろうという見込みのある者について扶助をするというふうな仕組みになつております。

○久保委員 六千万の積算基礎というのは、大体どういふことになつておるのですか。それからいまの御回答のように、あらかじめ審査して勝つ見込みのある者、そうしますというのと、勝つ場合

には、敗訴になった相手側が弁護士料一切を負担するわけでありまして、一応お金の立てかえをしたその扶助協会を利用した者から金を払ってもらおうということでしょうね。そうしますと、六千万円の金の使い道はどういうことなんでしょうか。運転資金というようなものに使っているのか。そうすれば、毎年の六千万の補助金というものは必要ないじゃないか。多少利用率という審査の関係で扱件数が多くなるというので増額する以外には、大体勝訴の見込みある者ということでございまして、確率から言えば九八%かその辺まででしょうが、それはあんまり実入りはない。この金の使い方はどういうふうにお使いになるということですか。

それから趣旨に適するというのはどういうことですか。大体この扶助制度というものは、お金がなく、弁護士を頼んでという、いわゆる正規の裁判には費用的にたえられないという国民に対して協力をするという制度のように聞いていたわけですが、そうなるとその趣旨は、単に交通事故だけではなくて、いろんなものが含まれるわけですね。いま私は交通事故に対してのみ聞いたような感じがするが、そうじゃなくて、全体としてそういうことなのかどうか。

○辻本説明員 積算の基礎でございまして、これはいまのところデータを持ち合わせておりませんが、今の、ちょっと詳しいことはわかりませんが、現在、東京に本部がございまして、大阪で支部をつくっております。この支部をつくるということによって扶助事件がおおいと増大してまいりますが、これを八ブロックに徐々に支部をつくっていくというので、福岡あるいは仙台というふうな今年度は支部結成を準備しております。それで年間の本部における取り扱件数とにらみ合わせ、かつ地方差を勘案しまして、本年度は六千万円というものを計上したわけでありまして、もう少し詳しい資料、積算の基礎につきましては、また御報告申し上げますが、大体の内容は、訴訟費用、弁護士の手数料、保証金、弁護士謝金、こういった

四種類のものを勘案して一件いかほどというふうなきめております。もう少し詳しいデータはいま持ち合わせておりませんが、大ざっぱに見まして、一切を含めて合計で六、七万円程度になるかと存じます。

それから範囲でございまして、決して交通事故だけに限るのではありません。借地借家その他の家庭の紛争、交通事故その他の諸事故、こういったものによって被害をこうむった者、しかも訴訟を提起するには金がないといったような者に、広く適用されることになっております。

○久保委員 それではここで資料を要求していただきますが、いまの六千万円の予算の積算基礎、それから過去におけるこの協会として扱った種類別の件数、それからこれは地域に関係いたしませんから、都道府県別のそういうものの件数、それから最低の金、それから協会は、制度上、六千万円なら六千万円の補助だけでやっていくのではないと思うので、これは協会そのものの制度を見なければわかりませんから、そういうものがわかる資料を出してほしい。それから、いまお述べになった協会の扶助要領というのは、人権擁護局長の名前で出ているのでありますから、それを全文を出してほしい、こう思います。それが資料の要求。

それからいままでの御説明で大体わかりました。これは別に交通事故に關係したものだけではなく、これは、言うならば、これは弁護士のとこに国民の人々が相談にいく、ある案件というか事件について、そういう場合に、大体裁判の費用はこれこれかかるだろうという話で弁護士から出て、そのお金はどういうか払えないの、というところでおたれたかっこうになれば、その頭のいいといえは語弊があるが、親切的な弁護士は、いや心配することはない、これは裁判にかければ必ず勝つ、ついでにはこういう制度があるからその制度にかけてやろう、こういうような結論であつてきたものだけがこの制度にひつかかるというか、恩恵に浴する。最初から裁判に勝つとは思

うが、とにかく弁護士にお願いするだけの資力はない、あきらめましょうというのが今日たいたいまの大半の国民の、いわゆる裁判から疎外された形ではないだろうかと思ふのです。もちろんこれが報道機関に扱われたり、あるいはこういう政治の場所であつたならば、弁護士の先生の手に届かぬでも救済される道がおのずから開ける。ところが、こういう場所とかマスコミの中に取上げられるものは、これは九牛の一毛に過ぎない。よつて、人権擁護局としてこの制度についてどうと考えることがあるのかないのか。現状ではやむを得ないと思うのか、局長は更迭したばかりだそうでありまして、局長代理はあなたですね。だからあなたは、局長心得としてどう思いますか。

○辻本説明員 法律扶助協会を取り扱います法律扶助事件につきましては、被害者が弁護士に相談をしまして、弁護士が扶助協会へ回すというだけのルートではもちろんございせんので、被害者が人権擁護委員あるいはその他の諸行政の相談機関に持ち込みまして、そこから法律扶助協会へ紹介され、法律扶助協会で取り上げるという事案もかなりございまして、決して弁護士一本から上がってくるという実情ではございせん。特に警察関係からこの法律扶助協会へ持ち込まれる事件も、相当数ございまして、それから、御指摘のとおり、法律扶助協会の存在がまだ国民一般に熟知されておらないのではないかと、これはまさしくそういう点もあるかと存するのであります。

人権局としまして、この法律扶助制度というものは、人権侵害事件とあわせて非常に重要な事業だと存じておりますので、年間の啓蒙宣伝行事につきましては、毎年必ずこの法律扶助の制度の存在することを周知徹底させるように、予算の範囲内で実施しております。特に十二月十日は世界人権宣言のありました日でございまして、その前一周間ににつきましては啓蒙活動をやつて、理もれた侵犯事件については、人権擁護制度を活用してほしいということのほかに、特に法律

扶助というものを御利用したいということ、あらゆる機会に、パンフレットなり、映画なり、あるいはビラなり、いろいろの方法をもって宣伝をいたしておりますし、今後この法律扶助の国民に対する周知徹底というものは十分力を入れていきたい、こういうふうな存じております。

○久保委員 お話にありました、四十一年度には二カ所ほど支部をおつくりになるということがあります。よくわかりませんが、たとえば私の選挙区は茨城であります。茨城に弁護士会はありません。人権擁護の機関もございまして、しかし、そういうところで、たとえば水戸から水戸で起きた事件について、関係者なり何なりが、ここはおそらく東京だろうと思うのですが、東京へ持ってきて、その審査会というのか、あるいは人の集まりの人権擁護委員会ですか、そういうところにかけて初めてこの制度が適用されるのです。御説明からいへば、そうですね。これは回りくどいといへば語弊があるが、かなり回りくどいものではなからうかという感じがするわけですが、ブロックごと支部をつくるというのは、多少その緩和にはなるけれども、決定的なものではない。弁護士会の所在するところ、常識からいへば、全部この弁護士会にも付属してこういう協会があるというのならわかりますけれども、大きなブロック単位で分けるという、そういう必要はないんじゃないですか。ブロック単位なんて中途はんばい的なものは必要ない。必要があるならば、各県に弁護士会があるから、その弁護士会にやらせるといふことなら話はわかる。

もう一つは、勝訴の見込みのあるものというところ。人権擁護の立場からいへば、まず最初に勝つ見込みがあるとか、裁判以前に裁判してお前は負けと、こういうことをきめるのが人権擁護になりますか。われわれしるうとの考えでは、それこそまことに人権じゅうりんではなからうかと思うのです。法のもとに平等でなくてはならぬ。すでに入口で不平等で、お前の判定負け——法律制度

のもとでは平等でなければならぬ。だからせめて第一関門ぐらゐは平等に扱ってもらつて、その次の判定でお前は負けというのならあきらめもつくが、これではちよつとおかしいじゃないか。これは必ず勝つから金は立てかえてあげましようという制度でしよう。それが人権擁護になぜ役立つでしよう。そりや役に立つかもしれないからやれない、お金は立てかえましよう、こういうものから。弁護士で奇特な方がいて、お前は必ず勝つ、鑑定料は要らない、金は最初にもらわなくても、勝てば向こうからもらえるからやつてみようという事でやれるのではないかと思ひますが、違いますか。

○辻本説明員 二点お尋ねがあつたように思ふのですが、第一点は、支部が各府県にあるかないかという問題でございますが、もちろん各府県には皆支部がございます。先ほど申し上げましたのは、ことが少し足らなかつたかと思ひますが、これは各府県を合わせたそのブロックにまた支部をつくる。そして府県の支部で第一次審査をしまして、ブロックで第二次の審査をする。そこで扶助の最終的決定をする。こういうふうに審査が二段がまえになっております。したがって、たとえば茨城の被害者がわざわざ東京まで出てきて扶助申請をするというのではございせん。茨城の弁護士会——茨城には弁護士会がございせんから、ここで一応第一次審査を受けると、東京でさらに第二次審査をしまして最終的決定をする、こういう仕組みになっております。

それから第二点の勝訴の見込みのあるものという事でございせんが、これはたいへん考え方がむずかしい困難な問題だらうと思ふのですが、従来のわれわれの考え方では、すべての被害者を救済するものではございせん。被害者の持つ正しい権利を国で守つてやろうというのでございせん。したがって、その正しい権利である限りには、それはやはり勝訴という形になってあらわれなくてはなりません。いやしくも血税でまか

なわれる国家予算でございせんから、すべての被害者というわけにはまいらなかつたと思ひます。その被害者が正しい権利を持つておるのかかわらず、貧困であるがために埋もれておる、それを救済していただくというのがこの扶助制度の根本精神でございせん。ただ、裁判で勝つか負けるかわからないのに事前にチェックするのは不当でないかというふうな考え方もございせんしうけれども、裁判の前に一応専門の弁護士先生が第一次審査をし、さらに第二次審査をして、これならば被害者がほんとうに正しい権利を持つておるのに不当に抑圧されておる、その権利が主張できない、こういうふうな御判断の上でその血税を使つていく、これは国家予算の使用法として私は正しい姿でないかというふうな考え方でございせん。ただ、勝訴の見込みと申しましても抽象的でございます。訴訟で勝つかどうかはやや不明確であるとしても、おそろく調停によつて成立するであろうというふうな見通しのつくものも、一応勝訴の見込みのあるものとしての取り扱いをしておるわけでございます。

○久保委員 国民の血税の話をされましたが、血税を納めておるから救済してほしいというのです。悪いやつは人を殺したやつまで裁判で、金がないからというので官選弁護人をつけるのです。これもいうならば人権擁護の立場でしよう。そういう制度は別なところにあるようですが、思想としては人権擁護でしよう。弁護士もつけられないのではやむを得ないから、国で官選弁護人をつけるわけですね。この場合には、被疑者からは官選弁護人は金はとらぬですね。そうでしよう。そうだとすれば、その思想といふの制度の思想とはちよつと違つたところに聞かえるのだが、どうなんですか。あなたは人権擁護を主として専管される役人である。ところがいまの制度では、全部第一審、第二審で判定がついて、おまえは負けとなれば救つてあげません、こうなんだが、裁判は別なんです。どうもいまの答弁ではちよつとわからな

い。人権擁護の立場、血税の使い方について、あなたの答弁は私は疑問に思ふのです。いまの制度は、金がありませんといつても、人を殺したやつにだつて官選弁護人をつけるのでしよう。そこまですら別に言つておるわけではない。それはいかぬともいふも言つておるわけでもない。お金のない人については国が六千万円の金を出して、弁護士会に委託してこういう制度をやるのに、その条件に人権擁護局長の通達——あるいは法務局長が法務大臣からかわかぬが、その通達では勝訴の見込みがあるものというものは人権じゅうりんじやないかと思ふ。全く負けるものもありましよう。さつきの例に出した、人を殺した、これは裁判で何と争つても負けるにきまつています、刑がどの程度になるかは別として。そうでしよう。そういうのにさういふ官選弁護人として、国から若干の金を出して弁護士をつけさせる。なぜ擁護委員会は、勝訴の見込みのあるという条件をつけるのです。やつてもむだだというなら、その制度は要らない。法のもとでひととひとが国民が納得してはじめて、この社会生活ができるのです。これでは納得できないじゃありませんか、もつともあなたにそういうことを言つたつてはしたが、ただ、けれども見解がばくの見解と違ふ。ばくは素朴な考えをして、あなたのようにいろいろ担当の仕事で、微に入り細にわたつて仕事をしているわけじゃないから、あるいは間違ひがあるかもしれない。しかし、いまの官選弁護人といふの制度の間にどういふ違いがあるのか説明してください。いくいくは、あなたの答弁ではできないが、こういう要領は、次会に法務大臣に必要ならば出てもらつて、法務大臣はつばな人のようだから聞いてみたい。どうですか。

○辻本説明員 先生の御指摘もごもっともだと考へられる点もございせん。さきながら官選弁護のほうも、なるほど悪いことをした者に官選弁護をつけるというのですが、被告人の正しい権利を守る、防衛するところから国家がつけておる

わけでございます。この法律扶助のほかに、民事関係につきましては訴訟上の援助ということがございまして、裁判所で援助決定をしましたならば、そこで官選弁護と同じような仕組みの制度もございせん。ただこれは政府としてではなくて、民間団体としてお互いに貧しい者を助け合つていく、正しい権利を守つていくというところをつくつた、それに対して政府が補助金を出して助成していくというふうな形でございせん。金銭的にも官選弁護には比較ならぬほどの予算でございまして、徐々によりに発展途上でございせん。一挙にこれをすべての被害者に補助するということについては十分検討する余地もあるかと存するのでございせんが、先生のお考えも一応よく考へてみたいと存じます。

○久保委員 あなたは課長さんだからばくは丁寧な扱ひでございせん。いまの答弁では、これは全くあなたを課長さんにしておいていいかどうか疑問になる。だけれども、そこまで口ばしを入れてはいけなから黙つておるが、あなたの言う被告人さへ、人殺しをやつた人でさへ、国といふものは官選弁護人を国の費用でつけてあげましようという制度が片一方にある。ましてや、いま審議中のものは交通事故だが、交通事故の加害者で金のない者、そういう者についても、これは理屈は抜きにして援助してくれるのが当然ではなからうかという考えにはならないかというのです。ところがあなたの後段の説明では、多額の費用もございせんし、ということなんで、六千万では全部の方に針があるような話をされる。これは違ひのようです。三つの方針は、金がないからしるために、法務大臣ですか通達を出して、三つの条件、申請者が金がないこと、それから勝訴の見込みがあること、それから越旨に適合するもの、この三条件というものは六千万のワケ内でやる必要があるのかつくつたというならば、これはまた別です。まあさしあたり金にも制限がありますから勝つ見込み

のあるようなものからやっている、そういう通達ですというならば、それも一つの方法だから、これはいいのです。しかしいままでの答弁ではどうも納得しがたいので、委員長、次会は法務大臣を呼んでちょっと聞かねばいかぬ。人権擁護局長は更迭したばかりだというのが、いままでの御答弁では残念ながら、人権擁護局としてはこれに対して真正面に向かった考えがあまりないように聞こえます。そういうことではないのかどうか、次会まで時間はかしますから、あなたも次会に法務大臣と一緒にいらして下さい。

以上で法務省のほうは一当たりよろしうございます。ありがとうございます。

次に、すわるころがなくなっているようでありまして、かわいそうだから、交通局長に先に答弁してもらいましょう。

内海交通局長にお尋ねするのでありますが、先ほど交通安全国民会議の問題で宮崎調査室長から御答弁がありました。その二回にわたる国民会議の重要な趣旨という問題の中で、自動車事故要因の科学的分析と交通事故防止に関する科学的研究を推進すべきであるというような話が、大きな項目として当時出ているわけなんです。ついでに、時間の関係もありますから、ほんとうならばそちらから具体的にこれはどうやったか聞くのがほんとうですが、聞いたほうがいいですか、室長さん——それじゃ、副長官もおられますから、いま申し上げた国民会議の中で、自動車事故の要因の科学的分析というか、そういうものを含めた事故防止に関する科学的研究をやらなければいかぬ、こういうようなお話があったようでありまして、それは具体的にどこへどういうふうに御手配いただいているのか、さらに四十一年度に相なりまして今日、四十一年度予算を中心にしてそういう問題は前進しているのかしてないのか、こういうことについて一当たり御説明いただきたいと思ひます。

○宮崎政府委員 交通安全国民会議でたいま御指摘がございましたような御意見が出たことは出

たわけでございますが、国民会議で御意見が出る以前からすでに関係各省庁におきましては、たとえば警察庁におきましては科学警察研究所、運輸省におきましては船舶技術研究所等、いろいろございまして、それぞれの分野におきまして交通事故の科学的な事故原因の分析とそれに対する対策を検討いたしております。

それから予算の問題でございますが、いま申し上げました各省庁で実施しております研究につきましては、それぞれ各省庁の予算でまかなっておりますが、それ以外に、科学技術庁に研究調整費という予算がございまして、これを毎年、各省庁が共同して研究をする場合に、予算を投入しております。したがって、交通事故防止につきましても当然その予算を使い得るわけでございまして、昭和四十年年度におきましては、歩行者保護施設の有効度に関する研究、それから運転者の適正と安全運転動作の基準確立に関する研究、車両衝突時における乗員の安全性に関する研究、救急医療と応急手当の標準化に関する研究、道路交通の環境因子と事故発生との関連についての統計的分析、こういうような諸点につきまして、たゞいま申し上げました科学技術庁に一応組まれております研究調整費を投入いたしまして研究をやっております。これは四十年度でございますので、まだその結論は私のほうは聞いておりませんが、そういう研究をいたしております。

○久保委員 いまのお話の科学技術庁の予算にのせてあるものの大半は警察庁の研究所、そういうところへ行っているのですか。

○宮崎政府委員 この研究調整費につきましては、先ほど申し上げましたように、原則といたしまして二つ以上の省庁の共管での共同研究ということに相なっております。したがって一省限りでできませんところは、おおむねそれぞれの省の予算で研究いたしております。たゞいま御指摘の点は、大部分警察と申しましたが、警察以外にもそれぞれ関連しておりますので、建設省であるとか、厚生省であるとか、運輸省とか、みな関連い

たしておりますので、それらの省庁が共同して研究する、こういう場合にこの研究調整費を使っております。

○久保委員 そうしますと、いまお話があった来年度の予算の使い方については、まだ最終的にきまっておりますのであります。

○宮崎政府委員 四十一年度につきましては目下検討の段階でございまして、まだ結論は得ておりません。

○久保委員 科学技術庁の調整費であつてというのでありますが、それ以外に各省庁にそういう問題の研究、そのための予算は別途あるんでしょう。

○宮崎政府委員 これは各省庁からお答え願ったほうが適確かと思いますが、先ほど申し上げましたそれぞれの研究機関におきまして、しかるべく予算を組んで研究いたしております。

○久保委員 そこで、室長さんに資料要求をしたのです。いまお話になった関係ですね。まだきまっていないというんだが、まあ予算もあつた、あつてあたり通るでしょう。通る前にもうこ

とはいけないことだと思ふので、通つたら、来週になりますから来週には、大ざっぱでけっこうですが、その調整費の使い方について、どこでどういうふうにするか、これをお示しいただきたい。

○宮崎政府委員 従来の慣例から申しますと、予算の実施段階になりましてから各省庁が相談いたしまして、あるいは学識経験者等の御審査を受けてきめることになっております。昨年もし七

月ごろ決定したという記憶がございまして、で、たいへん申しかねますが、ちょっと早急にその具体的内容を御報告することは不可能ではないかと思われま

○久保委員 その調整費というのは、科学技術庁自身で使うものもあるんでしょう。それはいいですか。

○宮崎政府委員 調整費につきましては、原則的には各省庁の共同研究に使うということになって

○久保委員 しかし積算基礎があるのだから……大体概算要求というのか、その要求段階ではこれはどうなっているかわからぬのか。科学技術庁に聞いたほうがいい——あなたのほうではちょっと無理ですか。

○宮崎政府委員 不正確なお答えをいたしますと差しさわりがございまして、ちょっとお答えを控えさせていただきます。

○久保委員 それじゃ科学技術庁に、いまからでも間に合えばちょっと来てもらいたい、それを聞きますから……

警察庁に尋ねたいのは、いまお話に出ているのは、安全会議というのかそういうものを昨年二月やった、その中には私が尋ねているような、特に自動車事故要因の科学的分析、並びに対策というか、そういうものが取り上げられている。もちろんいままでも、いまの御答弁でもそれぞれ警察庁に付属する研究所ですか、そういうものでいろいろ調査していると思うのでありますが、四十一年度を含めましてどういうものをいやる研究のテーマにしておられるのか。あるいは突然の質問でありますからおわかりにならないかもしれませんが、いままで特徴的な研究の成果というのは何かあつたかどうか、これをお答えいただきたい。

○内海政府委員 まことに申しわけございませんが、その資料をちょっと持ち来たりませんでしたが、正確にお答えすることはできませんが、もし必要であれば後ほど資料をもつて提出したいと思ひますが、私の承知いたしております範囲におきましては、警察科学研究所の中の交通部におきまして、交通規制の観点からする研究と、交通安全という面からする研究を行なっております。これは在来からずっと各テーマを設けて研究を行なっておりますが、特に最近におきまして研究を集めたしてありますものは、一つは安全運転に関する諸般の研究を特に心理学的な観点からこれを実施し、その一環といたしまして、たとえば運転免許証を交付する場合における、あるいは運

転免許試験の場合における適性検査をどう行なうか、あるいはその適性検査基準をどのように設定するか、こういうふうな面、あるいは運転中においていろいろ起こってくる諸問題に対処してどういうふうにするか、というのが、また交通規制の面におきましては、特に最近考えられます交通安全施設のうち、警察側が設置いたします信号機、あるいは道路標識、道路標示、こういうふうなものに関する研究を進めており、特に信号機につきましては自動感應式と申しますか、現在のような定周期の信号機から一歩進んだ自動感應の信号機の開発をさらに進めます。また道路標識等につきましては、たとえば横断歩道における、夜間における灯火式のもの、あるいはいろいろなものがあるかというふうな観点から検討をいたしております。また交通事故の分析等につきましては、御存じのように、交通事故が起ります場合、いろいろな諸条件が総合いたしまして起こっておりますために、これらについての各種の要因についての分析をいたしましたものについて、今度はいかにすれば事故が防止できるかというふうな観点からの研究等もいたしております。ただ先ほどお断り申し上げましたように、資料を持ちませんので具体的に、研究所においてどのようなテーマを掲げてやっておりますかということについては申し上げかねますが、以上申し上げたような形で研究はきわめて真剣に実施をいたしております。

○久保委員 それじゃ資料がございましたら、あとでけっこうですからお出しをいただきたいと思うのです。

続いて交通局長にお尋ねしますが、交通事故があった場合に、必ずといっていいくらい——都会地には交通関係の警官がおりまして、事故発生と同時にそういうところに通報があるので、直ちにそこへ行きます。あるいは救急車と一緒にする場合もある。ところが救急車が来ぬ場合もあるのです。あるいは地方のごとき、地方の都市といふか、村もありましようが、そういうところに救急設備はございません。結局警察がその代行を一部

すると思うのです。そこでお尋ねしたいのは、交通関係の警察官といふのは自動車事故で死傷——死んだ場合はこと切れているのでありますからしようがないのであります、負傷者に対する初期の看護といふか手当てといふかわかりませんが、そういうものの教育は、第一線の警官にはしてあるのかないのか、どうなのですか。

○内海政府委員 警察官に対しまして、いわゆる救急処置における教養をいたしましては、根拠は何によつて定められておるか、ちよつといふ失念いたしておりますが、救急法というものを正確に教授いたします。いずれも救急法の講習を終了いたしました者には、その終了の証明書を交付いたしております。したがって、現在一線の警察官はすべて、そういう救急法に基づく救急措置がとれるだけの教養、訓練はいたしてあります。しかしこれはいま御質問のございました、負傷をしておる者に対しては止血をすることがある程度のものでございまして、医療の分野にわたるようなことは、もとよりなすべきでもございませぬ、なす能力もございませぬ。あるいはまた腕を折つておる、足を折つておる者に対しては添え木を当てて応急的に包帯を巻くといふふうな、いわゆる救急措置の範囲内にあるものは実施いたしますが、まず警察官がなし得る、または法的にもなし得る限界はその程度のものでございます。しかしその程度の能力はすべて公の証明書を交付して持たしてあるわけでありませぬ。

○久保委員 それは時間にしてどの程度、訓練というか教養を積んでおるか。お話を、だれも第一線の警官は初期のそういう処置、これは正式に勉強しておられるのでありますからけっこうだと思つたのです。ただ、警察官の採用がきまつて警察学校、そういうところに入つて警察官になるのには一年くらいいなければいかぬ。その一年間の教程の中でどの程度やっておられるか。あるいはそれとも、警官として正式に配置されてからやっておるのかどうか、これが一つ。

もう一つは、消防庁から来ておりますから、あ

とで消防庁にはお尋ねしますが、救急車に乗り得る者は相当の技術を持つておることになっていますね。ところが救急車のある場所は、十万以上の都市で密集地帯五万とかいう制限がありまして、おおむねや都市の形態をしておるところ以外は、救急車の制度がない。そうすると、警察官といふことになる。最近はいくつというか、高速道路が長くできております。いうならば、村も町も通つて都会をつなぐ。中間の村や町にはそういう救急設備はない。警官がやる。その場合に、たとえばいまお話に出た包帯をする設備、簡単なものでしょうか、あるいは添え木というものは配置になっておるのかどうか、いかがです。

○内海政府委員 警察におきましては、先ほどの救急法の訓練でございますが、これはここ数年来ずっと警察学校の初期の教養課程におきまして、一年間の教養の間にこれを実施しております。それから特に救護問題でございますが、お説のように、救急施設あるいは救急自動車というふうなもの、大都市あるいは中都市におきましてはかなりの充実いたしておりますが、地方のほうに参りますとそういう点確かに不十分であります。したがって、交通事故が発生した場合にかけつてまず警察官は、場合によれば自分の乗つてきた車で、あるいはパトカーで、あるいはタクシー等を利用して、あるいはその他の各種車両を利用して、もよりの医師のところに、とにかくできるだけ早く運び込むようにいふことを私どもは指導いたしておるわけでありませぬ。警官といたしましては、交通事故が起きた場合、事故そのものの措置も大事であります、何よりも負傷者を一刻も早く救護するといふことに重点を置いておりまして、そのためにはできるだけの措置はとっており、したがって警察のなし得る限界、あるいは保有しております車両その他の施設から考えまして、必ずしも地方の末端に至るまで万全の措置を講じておるというような十分な確信は持た得ない現状でございます。

○久保委員 それじゃ、先ほどの資料をいただく

ことにしまして、本日は警察庁のほうはこれだけにしておきます。

それから次に、消防庁にお尋ねをしたいと思つて、いまの救急業務といふか——自動車の事故の場合の救急は救急業務ですね。この救急業務について、いわゆる救急車とそれから三人以上ですか、救急をする人、そういうものを置くことに消防法ではなっているわけですが、この三人はどういう人でもいいことになっておりますか、どうですか。

○川合政府委員 特別な講習を受けた者、こういうふうな私どもは限定をいたしております。救急隊員としての特別講習課程を終了した者、さうな者に限っております。

○久保委員 そうしますと、初期のいま警察庁に尋ねたような、それぐらいの処置はできる、こういうふうな解釈でいいですか。

○川合政府委員 警察庁のほうと比較いたしましたら、どうということはお話さしたしかねますが、私のほうの講習は、私どものほうの長官あるいは知事、市町村長が特別な講習をやりまして、基準を定めておまして、それを終了した者といふこととでございます。例示を申し上げますと、時間は百三十五時間でございますが、外科的な疾患並びに応急処置、あるいは内科につきましても、これはたとえば急性薬物中毒の応急処置、そういうようなものでございますが、関係の向き、厚生省なんかともいろいろ連絡をいたしますか、教えてもらひまして、さうなもののについての必要な限度の科目をきめてやっております。

なお救急車の中には、これは御承知と思ひますが、これもまた相当詳細な基準を定めておりまして、そこに入れますべき手当の資料といひますか、器材といひますか、そういうものも入れておりますし、なおこの問題については私も重要な問題と考へまして、日ごろ前進、研さんをやっております。たとえば東京消防庁ではセンターといふものをつくりまして、これは無線で一々そこへ連絡いたします。その東京消防庁には

お医者さんがおります。それでセンターではその大体の指示を受ける。そういうようなことにもいたして、前進をはかっているということでございます。これは東京でございますけれども、しかし各都市におきましても、先ほど申しましたような講習並びに搭載品の基準というもののについては、相当各方面の意見を聞いたものをやらししております。そういうような状況でございます。

○久保委員 百何十時間救急法について教育しているということから、その教育のほうはそれじやいとして、教育を受けた範囲で使えるような設備が救急車に全部あるのかないのか。たとえばさっきの警察庁の話というのは、これはどの家庭でもするようなことで、骨折があつたら添え木を当てて包帯するというのは、ほんとうの初期も初期だろうと思うのです。たとえば酸素吸入しなければならぬ重体の者もいるかもわからぬ。その場合にはどうしたらいいかというような講習は、たぶん受けておられるのです。それと救急車の中にそういう設備は全部備わっているのかどうか、こういうことなんです。

○川合政府委員 救急車の中には人工呼吸器に関するものといましては、人工蘇生器、開口器、舌圧子、予備酸素ボンベ、これを載せるようにさせております。

○久保委員 載せるようになってはいるが、載せているかどうかと聞いているのです。

○川合政府委員 載せております。

○久保委員 どの救急車についても、それは必ず載つてはいるのですか。

○川合政府委員 そのとおりでございます。

○久保委員 全国どこでもですか。

○川合政府委員 はい。

○久保委員 いま申されたのは、設備は三つですか。

○川合政府委員 四つでございます。

○久保委員 それは最低基準ですね。

○川合政府委員 いろいろスペースなんかの関係がございますから、これは最低といえは最低でございます。

ございますが、御承知のように私も、応急手当で以上に出ます場合には、これはお医者さんの医療関係との問題がございまして、厚生省と相当緻密な打ち合わせをしておりますので、最低といえますか、大体こういうものが必要で、かつまた最低、こういうことになっておるわけでございます。

○久保委員 厚生省は、医務局長さんおいでですね。それじやいまの救急制度、救急についてお尋ねをするのでありますが、厚生大臣が、厚生省の政令が何か、救急病院等を定める省令というのがありまして病院を指定しているようでありまして、これは完全にこういうふうになっているのでしょうか。どうなんでしょうか。

○若松政府委員 これは省令で、申し出を受けまして告示指定というのが、全国で現在二県だけが抜けておまして、山形県と三重県だけが抜けておりますが、その他の全国の都道府県は指定いたしております。その告示された医療機関の数は約三千でございます。

○久保委員 その三千の医療機関はすべて厚生省令に適合しているわけですか。

○若松政府委員 告示しております医療機関は、その医療機関が救急患者を取り扱うという申し出を受けて、その旨を告示した機関でございます。その医療機関の設備の基準その他の細部を定めたものではございません。

○久保委員 私は、厚生省令というか、救急病院等を定める厚生省令について、この指定に基づいて指定をしていると思つたのだが、そうじやないのですか。いまの三千何千がしかのいわゆる救急病院というの、病院自体から申し出があつて、それを救急病院という看板をかけたかということですね。

○若松政府委員 そのとおりでございます。

○久保委員 その厚生省の救急病院等を定める省令というのは、何の値打ちがあるのですか。どういうために出しておられるのですか。ちよつとわ

かりにくいものですから、わかりやすく説明してください。

○若松政府委員 結局、患者が発生した場合にどこに運ぶかということが常に問題になりまして、患者をせつかく近くの医療機関へ送致いたしました。そこでは救急の処置が行えないというようなことはありますので、回り道をすることというやうなことを避けるために、この病院は救急患者を取り扱うということを明示する目的でございます。

○久保委員 それは現実にとこの病院に行つたらいかがいからぬから、三千の病院、奇様な病院で申し出があつたので全部指定した。その行爲は、医療機関に対してはばくは敬意を表するのです。だけれども、厚生省令として、一、二、三、四と何か条件があるようだが、この条件を示したのは何の値打ちがあつて示しているか。むずかしいことばでいうと価値、平たいことばでいへば値打ち、こういう省令は何の値打ちがあるのだろうか。聞いています。いまの三千の救急病院の指定とは関係がないようだから——これはないのでしょ。この値打ちをはかにどこにあるのか、これを聞きたい。

○若松政府委員 救急の施設といひましても、実は非常に広うございまして、ただいまここで救急の問題がいろいろ議論になります際には、大体交通外傷が中心のようでございます。ところが私ども医療機関として救急ということを考えます場合には、さらに範囲が非常に広がります。というの、赤ん坊が夜中に引きつけを起こしてすぐ飛び込むのも救急でございます。そういう意味で私どもが医療機関という立場で救急というものを考えます場合には、救急の患者の半数以上はいわゆる内科的な救急でございます。外科的な救急というものはその他の傷害を伴うものが半数、そのうちまた交通傷害というものは半数以下になるわけでございます。そういう意味で、大部分の救急というものは、いわゆる診療所でも救急業務を扱つてもらう必要があるわけでございます。そし

て特に交通外傷等が非常に頻発する、しかも重大な交通外傷が起こるといふようなところは、いわゆる交通のひんばんな地区で、京阪神、東海道筋というやうなところが一番多いでございます。そういうやうなところで交通外傷等の重大な外傷を主として取り扱うために救急病院を指定しまして、そこでいろいろな高度の設備をするというやうな場合には、高度な医療設備並びに建築物等について、国は助成なり援助なりをいたしてはいるわけでございます。

○久保委員 いや局長さん、ばくが尋ねていることと違つた答弁をしているわけですよ。救急病院が自動車事故ばかりとは私も言つちやいないのです。しかし問題の焦点をそこに合わせますよ。そういう説明を受けているわけじやないのだ。この厚生省令と救急病院の三千の御指定はどういう関係がありますか、こう聞いているのです。それに対するお答えがないんですが、どうなんでしょうか、関係あるのですか。

○若松政府委員 救急を行なう医療機関が告示をされますためには、その省令に基づいて申し入れて、それに基づいて告示をするということですから、省令に基づいた告示に相なるわけでございます。

○久保委員 省令の第一項目、これはあとで正確な文書を出していただきたいのですが、私の手元にあるものを読みますと、この省令は四つの条件を備えなければいけぬ、こういうことになっております。一つは、救急医療に相当の知識と経験を持つ医師が常時待機していること。二番目として、手術室、麻酔器、エックス線装置、輸血液等の設備があること。三番目は、救急の患者輸送に便利な場所にあること。それから最後は、救急患者用に優先ベッドを備えていること。これは正確に解釈すれば、非常に経験のあるお医者さんが常時待機していなければならぬというの、一つ。それからそれに応じて医療器具を備えてつてあること。それから便利な場所になくちやならぬということ。この三項目は私としてはいい

としても、四番目の優先にベッドを備えておるといふことですが、それに付随した医者なり看護婦の備えがあつて、ベッドをあかしておく病院といふものがあるでしょうか。最近の問題として看護婦が足りないの、新しい病院をつくつてもベッドを満床にすることができないから、あいてるというのがあるが、この救急病院等を定める厚生省令によつて、常時救急患者用に優先ベッドを備えておるといふ、そういう奇特な病院が三千もあるのでしょうかという疑問を持つてゐるのである。どうなんでしょうか。

○若松政府委員 大体病院といふものは、いわゆる定床といふものに對して一〇〇%入つてゐることは非常に珍しいのでございませう。通常慢性病院でございませう九〇%程度、一般病院でありますと、しょっちゅう患者の退院入院が食い違ひますので、若干の空床があるのが通常でございませう。

なお救急病院につきましては、特に救急のために、一番手術室に近いベッドを用意しておけといふ趣旨でございませう。そういう意味でベッドを用意していただいているわけでございますが、昨年、救急医療施設の実態調査を行ないまして、その際に、とにかく救急用の施設としてその目的のためにベッドをあけておこうという施設が三八%ございました。

○久保委員 あなたがおっしゃることは、大体病院といふものは常時ベッドがあいておるものだ、それが病院だ、こういうお話ですが、そういうものでしょうか。しょっちゅうベッドがあいておるといふようにとれますが、それでは病院がもうからないのはあたりまえですよ。それでしよう。しかし、あなたはほんとうにそういうふうな考へていらつしやるのですか。私がいろいろなところ聞いてくると、そういう話ではないようです。これは別にとかかく申し上げませんけれども、そうすると、この厚生省令でこれを承知の上で、私のところは救急病院をやりますということでは厚生大臣に申請をして看板をもらつておる、こういう

ことでせう。

○若松政府委員 厚生大臣に申請しておるといふことはありませんで、医療機関が私のところでは救急患者を扱いますという申し出をいたしまして、その申し出のあつた医療機関を知事が告示するといふたえまになつております。

○久保委員 そうしますと、省令の四つの条件といふものでチェックするのですか、申し出があれば奇特な先生ということでも看板をやるのですか、どつちですか。

○若松政府委員 現実の姿といたしましては、四つの条件が完全にそろつてゐないにかかわらず、事實は告示いたしております。といひますのは、先ほど来申し上げましたように、内科的救急といふものが半数以上ありまして、そういう医療機関には、いわゆるベッドのない診療所といふものが相当多数あります。そういう診療所には、実は医師が常時当直いたしておるとは限りません。それでも医師が近くに仕込んでおるとか、あるいは急な連絡がとれるといふようなものもございませう。で、そういう意味で小さな診療所、あるいはごくわずかなベッドを持ったいわゆる有床診療所といふようなものについては、先ほどのような四条件が必ずしも満たされておらずとも、いわゆる内科的なもの、あるいは軽微な外傷等の救急には応ぜられますので、それらも指定いたしております。

○久保委員 私が心配したような実態でありまして、あまり持つて回つたようなお話をしなくて、實際は条件を満たすようなものばかりではないといふことだと思ひます。時間がかかるから、そう言つてくださいよ。私は別に事務局長を責めておるわけではないんですよ。こういう省令があるならば、その条件をどうしたら満たせるか、それをお互いに前向きに考へていこうといふことですから。そこであなたに聞きたいのは、三千の救急病院のうちには、内科もあるが、ここでは自動車の問題ですから内科は論外にいたしまして、外科的な病院が幾つありますか。こまかいことがも

しわからなければ資料として出してください。

○若松政府委員 實は医療機関を内科、外科別にやつておりませんので詳細についてはわかりません。ただ病院については大体内科、外科全部あるわけでありまして、病院の数はわかるわけでありませう。

○久保委員 それでは資料をもらつてから三千の中身はまた検討させてもらふことにして、三千といふ救急病院には省令に適合しないものもあるけれども、いまのたとえば交通事故を含めた救急医療施設としては、大体三千くらいがいいあはれいと思つてゐらつしやるのですか。それとも、そうではないのか。そうでないとするならば、どういふ考えを持つておられるか、いかがですか。

○若松政府委員 この医療機関といふものは、できるだけ網の目がこまかければこまかいほどよいといふことで、私も数は多いほど望ましいと思ひます。しかし、現実の問題といたしましては、いわゆる急な傷害とか交通事故といふようなものを扱い得る医療機関については、それぞれ県が医師会等と相談いたしまして適正な配置をはかるように指導いたしておりますので、できるだけそういう方向に近づけたらと思ひます。現在の告示された医療機関が十分であるかといふことは直には申されませんが、決して十分ではないと申すのがむしろ妥当であらうと思ひます。

○久保委員 議事録をよく読まないとわからないう、いま別なことを考へていたから。だから、あとで議事録を読んでからその問題は進めます。ところで、いま交通事故で負傷した者の中でも特に頭、脳の故障、そしてなおり切らぬ後遺症を持つてくる。後遺症については頭ばかりではないと思ふ、背骨もあるだろうけれども、そういうものが一番大きな社会的問題となつてゐるわけですよ。ついでにこれらの医療機関といふか、救急医療機関といふのかわかりませんが、特にわれわれがいま審議してゐる交通事故に対する医療機関、

そういうものの組織、設備、そういうものについて厚生省はどう考へておるのか。四十一年度が始まつたが、今年度は新しい前進といふものはあるのかないのか。いかがですか。

○若松政府委員 特にはやはり交通関係の傷害に関する備えを強化しなければいけないといふことで、この一兩年東海道を中心にいたしまして、神奈川、愛知、京都、大阪といふようなところに特に交通傷害等を専門に取り扱う、しかも医療設備、医療技術の充実した病院を整備するといふことで、現在資金的援助あるいは補助をいたしまして整備をはかつております。なおその他の各都道府県におきましては、都道府県の実情をそれぞれ勘案いたしまして、それぞれの最も適切な地に適當な医療機関を配置し、その設備、能力の充実はかかるように県の立場でそれぞれ努力するように指導いたしております。

○久保委員 消防庁にお尋ねするのだが、われわれが聞いた話で、これはたくさん例はないと思ふのだけれども、いわゆる負傷した者のたらい回しといふものがあるそう。たらい回しの結果として寿命がなくなつたといふものもあるわけですね。たらい回しといふのは、いま事務局長が言うような三千の病院があるとするならば、あまりたらい回しをやらなくても済みそうに思ふのだが、これは最近の傾向としてたらい回しといふか、そういうものはあるのかないのか。たらい回しといふと語弊があるが、Aの病院に行つたら受け付けてない、だめだ、Bの病院に行つたら受け付けてくれたといふような例は、いまの設備と体制ではたくさんあると思ふのです。そういうものについて関心を持つて消防庁はいまの仕事をやつてゐるのかどうか。あまり関心持たぬ、たまに新聞に載つてくるくらいだからあまり関心は持たないなら持たないと言つてもらへばいいです。

○川合政府委員 お尋ねの点でございませうけれども、私も私どもむろん関心はあるわけでございます。それで対策としましては、たとえば東京で申しますと、無電でいたしまして、全部の病院の一覽表

がございまして、あいてるところ、満員のところ——あいてるところはランプがつくようになつておりますので、よりのあいてるところ、しかもそこへ連絡してやるようにされておりますから。もつとも、自慢して言うようでございますけれども、このセンターができましたのはまだ新しいのでございまして。そういう点については改善が加えられて運営がうまくいっておると思ひますが、地方におきましてはまだだでございまして、私もとしましては、いま申しましたようなそういうセンター的なものなるべく早く各都市につくつてやつていきたい、こういうふうに思つております。

○久保委員 それは具体的な消防庁の案というふうなものを持っておられるのかどうか。持つておられるならば、当委員会にその構想を示してもらいたい。

なお事務局長に申し上げますが、あなたのいままでの答弁では、大体現状で足りるというふうな結論になりそうなんです。ただ、あなたの本心はそうじゃないと思うのです。ただ、いまは不足だなんだと言つたら社会党の質問者にかみつかれると困るからという心配もあったのじゃないかと思うのです。当委員としては決してかみつきはしない。だからこの医療救急制度について、この次までいいですから、文章に書けるものがあつたら書いてきてほしい。消防庁と事務局長さんにお願ひします。書いていく必要はないのなら、この次は冒頭その構想について発表してほしい。それができない問題があれば、これはその日にお返事をいただくというふうにしたいと思ふのです。そういうことは失礼かもしれませんが、こまでくるとそういうことになりますので、いかがでしょうか。

○若松政府委員 私も決して現在の救急医療機関の状態で満足だと思つておりません。数にいても質においても、まだまだきわめて不十分だと思つております。今後とも十分いろいろな面で努力をする必要があるということを痛感いたしてお

ります。

○久保委員 では、この次私のほうでもう少しこまかく、あなたの御意見を、医療制度というのか、救急病院、医療機関というのか、そういう制度についてお尋ねしたいと思ふ。それでお返事いただいたほうがいいかもしませんが、そういうふうにいいたします。消防庁についても同様であります。次会にきていただきたい、そう思ひます。

そこで銀行局にお尋ねしたいのだが、これはたまたまけさの毎日新聞にあつた記事です。「川口の交通災害共済制きようスタート」と書いてある。その中身は、川口市そのものがいわゆる交通災害共済制度をきようから発足させる。一日一円、年間三百六十五円の会費を払い込めば、交通災害にあつた場合、死亡は最高の五十万円をやる、けがに対しては十万円から二千円まで六等級の見舞い金が支給される。これは、よほどのこととこまでできたと思ふのです。この川口市というところは、東京に一番近い埼玉県市でありますが、おそらく東京とあまり変わつていないのではなからうかと思ふ。なかなかいい考えを持つて発足したと思ふのです。しかしこの新聞記事の終わりのほうに「全国初のことで川口市になつて第二、第三の共済制度が誕生するとみられる」。私もそうだろうと思ひます。ところが「なお大蔵省は保険業法に抵触するとして同制度の実施を見合わせるよう再三同市に申し入れていたが、市側は内閣法制局に見解をただし、違法でないことを確認、実施に踏み切つた。」ことは保険部長は知らぬはずはないだろう、再三同市に申し入れたとある。どういう点で申し入れたのか、ひとつ申し開きをここでしてもらいたい。

○上林政府委員 川口市のいま御指摘がございまして、川口市のたゞいまやろうといひしておられますことは、自動車等の交通事故によりまして死亡いたしましたときは五十万円以内、あるいは傷害のときには十万円以内というような給付金を払うのを骨子としたものでございます。当初

そういうようなお話がございまして、保険事業を営みます場合には、先生御存じのように、保険業法によりまして大蔵大臣の免許を要することになつておるわけでございます。その他の関係もございまして、また地方自治法の関係におきましても、地方公共団体がそういうような事業を行ない得るという明文がないわけでございます。そので、自治省とも相談をいたしまして、そのような保険業法に抵触する疑いのあるようなものにつきましては慎重に扱つていただきたいということを、私どもではなくて、自治省と相談し自治省からお話をいただいたこともございまして、その後そういうことにかんがみまして、川口市におきましては、たとへば保険と当時書いてありましたのを共済という名前に改めたとか、あるいは被保険者を会員という名前に改めたとか、あるいは被保険者と当初書いてありましたのを会費というふうにお改めになるとか、あるいは初め五十万円と書いておりましたのを五十万円以内というふうに書き直したり、そのほか非常に貧困者の場合には保険料に相当する金額を免除してやるというふうな、共済と保険につきましていろいろ議論があるところとございまして、そういう論点も加味されて修正されておるよう聞いております。なお実質的に申しますと、この新聞の記事によりまして、内閣法制局云々のことばがあるようでございますが、私も法制局と相談をいたしましたところ、これは非常にむずかしいお話もあつたので、共済という名前に値するかどうかという点については、どうも共済ではなさそうである。しかし保険業法違反であるという点については、その実態もよく見て、大蔵省でもよく考へてくれというふうな御返事もありまして、必ずしもそれが違法であるとかないとかいうことが確定したものではありません。この問題につきましては、非常にむずかしい問題であります。保険と共済につきましては、理論的に申しますと、学者も非常に学説が分かれております。ただ、実態をいたしましては、いろいろ

そういうような実態もあることでございまして、今後十分そういう保険と共済についての分野の問題については研究を進めてまいりたい、こう考へているわけでございます。

○久保委員 いまの答弁では、直接は言わぬが自治省が言つた。この次は自治省を呼んでもらひましょう。何と川口市当局に伝えたのか。いわゆる大蔵省が言うとおりに伝えたのかどうか。それから内閣法制局長官も呼んで、あの人は頭がいいからいい解釈をするだろうから、連れてきてほしい。

そこで、これは保険部長、中身がいい悪いは別として、こういうものが発生したということについていへば、いわゆる今日ただいまの保険制度に對するこれはレジスタンス、反抗だ、こう思うのです。だから当然この保険制度というのか、そういうものにメスを加える段階であることは十分わかると思ふのです。ところが、大蔵省、あなたのほうでは、何かいまの保険業法を守ること、精一ぱいであつて、今日国民大衆の中に自然発生的ともいふようなこういう制度が出てくることについての防衛といったように私は思ふのだが、そうじゃないのかどうか。

○上林政府委員 こういうことがいろいろ出てまいりますことにつきまして、保険行政上も、さらに保険会社の指導監督の面におきましても十分配慮をしなければならぬ、そのために保険会社自体もますます一般大衆に良質な、より安価な保険を供給いたしますように経営を合理化をする必要がありまして、もちろん私も、また保険会社もその必要性を十分認識をいたしておると思ひます。したがって、そういう面につきましては、今後とも私も十分努力をいたしてまいりたいと思つておるわけでございます。

なお、いまのもう一つの問題でございまして、保険と申しますのは、先生御承知のように、広く国民大衆一般の方々の資金を集めて、それによつて危険分散をいたしまして、特定の災害に對しまして負担の分散をはかつておる制度でござい

まして、その意味におきまして、あたかも金融業と同じように公共性の強い事業でございます。そのために、保険業法におきまして、大蔵大臣の免許事業にされているわけでございます。もちろん、一方におきまして、自然発生的にと申しますか、保険のそもそもの申しますと、共済の分野から発達したものでございます。したがってその共済という制度も、その限界につきましてもおのずからいろいろと議論があるところでございますが、これがその共済の分野におきまして健全な発達を遂げていただくように私も念願をいたしております。その点につきましても、保険と共済の分野の調整という問題として非常にむずかしい問題でございます。この点につきましても十分研究してまいりたいと思っております。

○田邊委員 関連質問。保険部長に伺いますが、水産業協同組合法の第百条の四の三項に共済という名目で保険ができるということが書いてある、これを知っておりますか。

○上林政府委員 正確に記憶いたしておりませんが、おそらく保険業法の規定を適用しないということであろうかと思っております。この点につきましても法律論としていろいろ議論があるところでございます。共済と保険とはどう違うか、あるいは共済というものの分野において保険事業が営めるのか営めないのかという議論さえあるわけでございます。その一つの解釈といたしまして、共済といえども実質的な保険になった場合には、保険業法の免許が要するのだという学者もいるくらいでございます。そういうような議論がありますのでございまして、共済という名前ではあるけれども、議論もあつて保険業法の適用があるかないかという文につきましても、立法のときに立案者が、共済という名前で運営されているけれども、保険業法の適用はないかというのを立案者はその場合に明確にしたものだと思っております。

○田邊委員 農政局長に伺いますが、いまの水産業協同組合法の第百条の四の三項、この内容が、

保険部長にはよくわかっておられしのです。よく内容を説明してあげてもらいたい。

○和田(正)政府委員 いま直接の所管でございます。その点で、つい昨年までの仕事をやっておりましたので、記憶を呼び戻して御説明申し上げます。水産業協同組合の共済会では実は二つの仕事をやっております。一つは漁業がたとえ好漁、不漁によりまして非常に経営上困難になる漁業者が、それを共済制度でカバーをいたしますことを、国が債務負担行為で最終的に赤字を埋めることを前提にいたしまして、共済事業で漁獲共済というのをやっておたわけですね。それはたしか一昨年でございまして、別個に漁獲共済に關します法律が制定されました。この共済会の事業は、その漁獲共済とは別に、組合員の生命保険、組合員の火災保険と申しては恐縮であります。家具とか住宅とか、そういうものに対する損害についての共済事業を、任意共済として実施をいたしております。それでおそろく法制定のときに議論になりましたことを避けます意味で、百条の四の三項で、保険業法とは別に農林大臣の監督でそういう仕事ができるということを書いたのであらうと思ひます。

なお、つけ加えて若干恐縮でございますが、御説明申し上げます、共済と保険ということについての学問的な議論はいろいろあるようでございまして。私も学者でもございませぬし、研究者でもございませぬので、行政者の立場で考えてみますれば、現在農協法にしろ、いま御指摘のございました水産業協同組合法にしろ、やはり公益性という立場で、保険業法が許可認可の手続をとっておられますのと同じように、農林大臣が事業の認可あるいは事業の内容についての監督等について、保険業法と類似の措置をいたしておるわけでございますし、あわせて、保険という場合には契約者が不特定多数でございます。協同組合のようなものが共済という形で事業をやります場合には、単に契約をいたします組合員の保護ということ以外に、当該事業をいたします組合が、共済事業以外にも生産活動なり販売活動なり、いろいろな事業をいたしておりますので、組合の健全性という見地での監督をつけ加えて実施をしておるということが、保険業法とやや違ふ監督権ではないかというふうな理解をいたします。

○田邊委員 いま農政局長から説明があつたので、保険部長は大体わかつたと思うのですが、現実には共済制度として保険事業をやつておるところがたゞくさんある。ところが、あなたの説明を聞いておると、学説があるという形で何かは先を聞きまして、農林大臣が、健全性の問題、事業の内容というものをよく検討をして、そして事業の認可と監督をやることができる。そうすれば、共済制度の中で保険ができるということが、はつきりここに入つておるわけですね。そういう際に、保険会社のみし保険がでない、こういうような解釈でものを進めていて、現実にあるものに、許可してやつておるものに目をおおるような答弁は、私はまことに不明確であると思ふ。この際やはり実態を十分認識されて、そして前記の進め方の考え方をなさつてはいかか。いかがですか。

○上林政府委員 おことばでございますが、各種の協同組合は共済事業を行なうということになつておるわけでございます。保険事業を営むというふうな明文では書いてないわけでございます。共済と保険というものの分野の問題につきましては、御承知のようにいろいろ議論があるところでございまして。したがって、保険につきましては、先ほどから申し上げておりますような趣旨から、契約者の保護という観点に重点を置きまして、したがって保険会社につきましては他業の禁止をいたしておりますし、その他、利率、約款その他につきましても、厳重な農林大臣の監督をいたしておるわけでございます。

また、共済事業につきましても、これはある意味では地域的なあるいは人間的な、いろいろな紐帯に結ばれました、お互いに相互救済を趣旨として発達をせし、また発展を続けておるものでございまして、その観点から、いま申しましたような他業の禁止とか、あるいはいろいろな監督制度につきましても、組合員の保護あるいは組合の健全な発達の見地からのおおの規制はございまして。しかし、組合によりまして、その規制の態様もいろいろと異なつておるのが実情でございます。もともと、おっしゃいますように、時代の進展とともに、協同組合につきましても、その行ないます共済事業につきましてもいろいろと発展を遂げておりました。現実にはおっしゃるようないろいろな問題があるわけでございまして、そういう問題につきましても、私ども今後の非常に重要な課題である、こういうふうな考えをいたしております。

○田邊委員 御説明を聞いても私はよくわからないのですが、ただこういうことは保険部長にわかるかと思ふのです。いま共済組合は、共済事業を名目としていろいろの仕事をやつておる、それから保険会社は保険事業というものをやつておる、二つに性格が分かれておるのだというけれども、先ほど申しましたように、共済という名目で保険ができるということだけはわかりません。

○上林政府委員 その点につきましては、おことばでございますが、私はそう考えておらないわけでございます。やはり保険会社は保険を行ない、共済組合は共済事業を行なうものであると考えております。ただそれでは、共済という、共済事業の中に実質的な保険の分野の問題について問題が起る場合があるか、あるかもしれないという心配のもとに、たとえば先ほどの水産業協同組合の場合にはそういうような条文が置かれたのではないか、こう考えるのであります。

○田邊委員 もう一つだけ。保険部長に伺いますが、そうしますと、共済という名目で保険事業をやつておることは、いろいろな保険の内容が、その保険の内容がいかんによつてはこれ

を認めるのだ、またそういうことになっておるのだ、ついでに保険の問題について、たとえば自動車保険についても共済という名目であればできるのだ、こう解釈してよろしいですね。

○上林府委員 御質問の趣旨が、率直に言いますと私はよくわかりませんが、ピントはずれのお答えを申し上げるかもしれませんが、その共済と保険の分野がおのおのどこにあるかという問題につきましては、先生よく御存じのように、前から非常に議論のあるところでございます。保険につきましては説明申し上げるまでもございせんが、共済につきましては、先ほど申しましたように相互救済という制度でございす。したがって、たとえばこれはもちろん幾多の学者が言っていることではございますけれども、保険は開放的であり制限的でないけれども、共済事業については、やはりそういう目的からいって、おのずから閉鎖的である、あるいは制限的である。あるいは、もちろん不特定か特定か、あるいは規模の大小、そのほか共済金額につきましてもおのずからなる制限がある。あるいは掛金と共済金との間には、保険会社の場合には大数の法則に基づきます合理的な対価関係というものがあられるけれども、共済については、相互救済という観点から、そういう対価関係が必ずしも明確でないというふうな、いろいろ議論がございます。これは統一的に成文化されているものではないのでありますけれども、も、そういう概念がございます。さらに、いまいかお話がありましたように、その対価関係が非常に明確であるということになりますと、特にこの問題の保険につきましては、第三者に対します賠償でございまして、しかも強制保険というふうな特色を持っておるわけでございます。そういうような観点から、こういう制度自体が、共済事業として営むについていろいろ検討すべき問題があるのではなからうか、そういうふうな考えられているわけでございます。共済事業の範囲の中にあるかどうかという問題も、一つの議論のあるところではなからうかという問題でございす。こういう問

題につきましては、かねてからいろいろ議論があるわけでございす。私もできるだけこういう点につきまして、明確な区分ができ得ればいい、こういうふうなことも考えておりまして、今後検討を十分続けていきたい、こう思っております。

○久保委員 この前、私から課題という質問の柱を申し上げておきました。その中で、いまお話しになったような保険と共済というものをそれぞれお聞きするということになっておりますが、もはや本日時刻でございますので、その問題は次回に考えを申し述べてもらいたい、こう思うので

先ほど来こういう新聞記事を読み上げましたが、これは保険に対するレジスタンスであると同時に、保険制度そのものがもういまの保険業法では現状に合わない事情が出てきた。そのためにこの新聞記事の共済組合なども発生したのであると思ふし、いま若干御議論があった、共済で保険的なものをやる、それは大蔵省の見解としては、いま保険部長が言うように、保険業法に抵触するような話が出た。法律に抵触はするが、実際にその必要性が出てきたということは否定できない。もし否定できないとするならば、言うまでもなく、さつき申し上げたように、現在の業法なりそういう制度について、まずもってメスを入れる時期がきたというふうには私は思うのです。だからこれは、特に銀行局のほうで次の答弁の中身に入れたほしい。もちろん、先ほど農林省の農政局長からお話があったけれども、農政局長といえども政府の役人でありまして、しかも協同組合というから、そういうものを監督されている立場でもあるから、現実には保険と共済と紙一重というから、全く隣座敷との障子がなくなったという現実について、政府の要人として、やはりいま私が言うように、保険という制度あるいは共済という制度、そういうものをひっくり返して検討しなければならぬという考え、そういう考えはぜひ当委員会でも申し述べる義務があなたたちにはあると思うのです。という

のは、われわれ委員としてはそういうものに疑問を持ち、おかしいじゃないかということでは、いままでやってきたのですから、これに対してのいわゆる説明がさかっとできない限りは、本法案は先には進まぬというふうな御了解をいただきたいし、自動車局長も前のほうでやにやしているようだが、これはあなたのほうで主管でございす。あなたのはが再保険というかそういうものをじゃかに扱うことについても、今回はやはりさかっと説明ができるようにしていかなければならぬし、それからこの前の答弁がはつきりしなかった。いわゆるいま法案にかかっている原付自転車については再保険をしないということについての答弁は、いままではこれまたさかっとした答弁ではない。何か知らぬが、どうも事務的手続からいって複雑だから、今度再保険をやめるんだということなんだ。そういうことではこの委員会は通らぬから、御承知おき願いたいと思うのです。再保険を今度は原付はやりませんなんということをぬけぬけと言ってくることも自体がおかしいので、そうしなければならぬ。中途はんばじゃ困る。そういうことも、こつちがにこにこして質問しているからたいては危機感もないようだが、ものの順序はそういうことになる。それはひとつよく考えて答弁してもらいたいし、政務次官、副長官お二人とも政府の高官としてお立ち会いをいただいておるわけですが、これはそれぞれ長官なり大臣にも申し上げて、政府の統一見解が出るまではこの委員会は追及していく。われわれの見解もありますから、これはお示しをするということでありまして、で、よろしくお取り計らいのほどをお願いしたい。本日は時間でありまして、次回に持ち越したいと思ひます。以上です。

○古川委員長 次会は来たる四月六日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

昭和四十一年四月七日印刷

昭和四十一年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局